

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則(令和2年中野区教育委員会規則第13号)新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u> である感染症をいう。 (2)・(3) (略) 第3条～第7条 (略) 附則 (略) <u>附則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第1条 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u> (2)・(3) (略) 第3条～第7条 (略) 附則 (略)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う、規則の一部改正